

令和 4 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 4 月 1 2 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

① 件 名	国民健康保険税の課税限度額の見直しについて															
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、令和 4 年 3 月に「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が見直された。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。</p>															
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号） 地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号） 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号） 石巻市国民健康保険税条例（平成 1 7 年条例第 5 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>															
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 4 年 3 月 地方税法施行令等の一部を改正する政令公布（令和 4 年 4 月 1 日施行） 石巻市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分（令和 4 年 4 月 1 日施行）</p>															
⑤ 主な内容	<p>令和 4 年度課税分から課税限度額の見直しを行う。</p> <p>課税限度額の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額分（医療分）</td> <td>6 5 万円</td> <td>6 3 万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>2 0 万円</td> <td>1 9 万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1 7 万円</td> <td>1 7 万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1 0 2 万円</td> <td>9 9 万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	現 行	基礎課税額分（医療分）	6 5 万円	6 3 万円	後期高齢者支援金等分	2 0 万円	1 9 万円	介護納付金分	1 7 万円	1 7 万円	合計	1 0 2 万円	9 9 万円
	改正後	現 行														
基礎課税額分（医療分）	6 5 万円	6 3 万円														
後期高齢者支援金等分	2 0 万円	1 9 万円														
介護納付金分	1 7 万円	1 7 万円														
合計	1 0 2 万円	9 9 万円														
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 法令に基づいた適正な課税が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 課税限度額の見直しによる影響額等（見込） ・限度額超過世帯数：2 7 4 世帯 ⇒ 2 4 5 世帯（2 9 世帯減少） ・所得割課税見込額：1, 5 6 5, 5 5 5 千円 ⇒ 1, 5 7 2, 5 8 7 千円 （7, 0 3 2 千円増額）</p>															

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても、同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（令和4年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。
⑨ その他